

先着順売払について

1 先着順売払	先着順売払とは、申請の先着順により売却の相手方を決定する方法です。表示している売却価格にて売却いたします。 （申請の受付期間） 令和8年1月13日（火）～ 同年2月19日（木）
2 申 請	1 ご希望の土地が先着順売払対象物件となっていることをホームページ又は電話等でご確認ください。 *すでに売却済みの場合等はご了承ください。 2 財政・変革局 市政変革推進室 財産活用推進担当（小倉北区内1番1号 北九州市役所庁舎6階）に直接お越しください。 *受付は、日曜日、土曜日及び祝日等、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）です。 *印鑑（みとめ印でも可）を持参してください。法人の場合は代表者印を持参してください。 *本人確認のため、提出に来られる方の顔写真付きの身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。 *電話予約や郵便など、他の申請方法での受付は行いません。 （委任状により委任を受けた代理人による申請は可能です。） 3 市政変革推進室担当者から説明を受けた後、所定の市有財産買受申請書（先着順売払）を提出していただきます。 *先着順売払物件買受資格をご確認ください。 *添付書類として、個人の場合は住民票の写し、法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び役員一覧が必要となります。 *買受資格の確認のために必要な官公署へ照会後、確認通知を発送します。 *受付開始時に複数の申請者がある場合は、くじによる抽選となります。
3 契約締結	申請者は買受資格確認通知日から20日以内に売却価格の1割以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。 *契約がなされない場合、その申請は失効します。 *申請者が売買代金を納入しないときは、契約保証金は返還いたしません。 *売買契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。
4 売買代金の納付	契約日から30日以内に全額一括納付していただきます。 *契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。
5 所有権の移転等	1 売買代金を完納したときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。 *土地は現状有姿のまま引き渡します 2 所有権の移転登記は北九州市が行い、登記完了後に登記識別情報通知をお渡しします。 *市が嘱託登記するため、所有権移転登記の手続費用は必要ありません *所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります